

令和5年度福岡市物価高騰緊急支援給付金

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して、1世帯あたり7万円の給付金を支給します。

1. 支給対象者

令和5年12月1日現在、
福岡市に住民登録がある世帯の世帯主

2. 支給要件

- 世帯全員の令和5年度住民税が非課税であること
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- 住民税が課されている親族等から扶養される者のみからなる世帯でないこと
- 他の市区町村で同制度による給付金（7万円）を受給した世帯でないこと

3. 給付額

1世帯あたり 7万円

※給付金は、福岡市が書類を受理した日から3週間後を目安に支給します。

4. 提出期限

令和6年4月30日（火） ※消印有効

<お問い合わせ先>

福岡市緊急支援給付金コールセンター

TEL：0120-103-525【受付時間：平日 午前9時～午後6時（土・日・祝日休み）】

FAX：050-1704-1925

E-mail：r5kinkyushien@city-fukuoka-kyufu.com

※対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語

対象確認フローチャート

令和5年12月1日現在、福岡市に住民登録がある

はい

いいえ

わからない

住民登録がある市区町村にお問い合わせください

住民登録があると思われる又は本籍地がある市区町村お問い合わせください

令和5年1月1日時点で、世帯全員が海外にいた

はい

いいえ

支給対象外です

世帯全員が令和5年度住民税非課税である

はい

いいえ

わからない

支給対象外です

通知書・確認書が届いている

課税状況をご確認ください

【確認方法】

- ①市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書
- ②住民税納税通知書
- ③区課税課（令和5年1月1日時点で住民登録がある市区町村）

はい

いいえ

通知書・確認書をご確認ください

以下の条件を確認

【単身世帯】

令和5年1月2日以降に市外から福岡市内に転入した

【複数世帯】

令和5年1月2日以降に市外（海外含む）から福岡市内に転入した世帯員がいる

税の修正申告等により、令和5年度住民税が非課税になった

給付金を受け取れる可能性があります。申請書をご提出ください。
※申請書は市ホームページからダウンロード又は各区役所・出張所で入手可能です。

<お問い合わせ先>

福岡市緊急支援給付金コールセンター

TEL：0120-103-525【受付時間：平日 午前9時～午後6時（土・日・祝日休み）】

FAX：050-1704-1925

E-mail：r5kinkyushien@city-fukuoka-kyufu.com

※対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語